

ILO 127号新勧告参加リポート

ディーセント・ワークを推し進める協同組合の新たな役割

玄幡真美(日本労協連国際部)



パレ・デ・ナシオンの中庭

はじめに

ILOの会議に出席するようにとの指示が出たのが5月31日。3日後、とにかく現地入りしてみないと参加バッジが受け取れるかどうかかわからないという不安な状況のもと成田を出発した。ジュネーブに着き早速連合の大久保国際部長と連絡を取り、参加の確認を取る。そして、6月4日からパレ・デ・ナシオン(国際連合ヨーロッパ本部)で国際労働会議(ILC: International Labor Conference)の第1日目が始まった。

毎朝、会議が始まる9時前後になると、世界各国から集まった参加者がパレの門をぬけて足早に各会議室に向かう。2週間の出張で

こんな朝の混雑が見慣れた風景となり、激しい議論の合間にくつろぐ各国代表たちと気軽にカフェで声を交わすようになった。

ホテルからパレに通う傍ら眺める国際都市ジュネーブの町並みに心がなごむ。だが、ここのお天気にはまいてしまった。前半は冬、後半が夏。あまりの気温の変わりようにテレビの予報が欠かせない。でもジュ

ネーブっ子に言わせると、ここは盆地だから、晴れ後曇り雨 こんな空模様は日常茶飯事とか。

6月21日、勧告は賛成438、棄権3、反対ゼロで採択された。勧告見直しはグローバリゼーション、経済の自由化、民主化、政治権力の分権化という時代背景に鑑み、協同組合の特徴的性格に着目しつつ、経



毎朝パレの門をくぐって会場へと急ぐと最初に見える建物



カフェでくつろぐ労働側議長団の面々

済開発、貧困の軽減、社会的包括(social inclusion)への協同組合の新たな役割¹と適切な公共支援の明確化²、というのがその狙いである。こうした枠組みに立ち、会議では協同組合の定義、ディーセント・ワーク(ILOの基本的課題³)との関わり、グローバリゼーションの評価、公共の役割、私的企業との公正な関係などをメインテーマとした。また、サブテーマとしては政府、使用者、労働グループの討議・採択方法、英語表現のニュアンスに関わる問題なども見逃せない。しかし、このレポートでは、私自身の問題意識を整理する上でまず勧告の背景について述べ、論点を絞り次のように展開したい。

- 1) 127号勧告の背景
- 2) 事務局、使用者、労働グループの勧告案への基本的立場
- 3) 主な論点 level playing field論(互角な土俵)とそれに関わる問題点
- 4) 今後の課題

level playing field論とは、端的に言えば市場における企業間の競争は同等の条件において行われるべきであるとする新自由主義の考え方である。

1. 127号勧告見直しの背景 新自由主義と新しいタイプの協同組合の登場

農協、信用、住宅、保険などは伝統的に協同組合の活動分野であった。だが1980年代以降、新しい分野 インフォメーションやコミュニケーション技術、住宅、環境整備、とりわけ高齢者ケア、保健など社会サービスを提供する新しい協同組合が登場するようになる⁴。これは、国家から市場へと公共政策のパラダイムを転換する新自由主義の経済思潮の台頭と軌を一にしており、政府は市場万能論の立場から規制緩和、民営化を強力に進めてきた。この民営化を背景にIT革命のもとグローバリゼーションが進行し、途上国への企業進出により国内企業が縮小、撤退する一方、コンピューター、ロボット、ボイスメールの活用による産業構造の変化は従来の雇用形態を一変させた。この結果、世界各国で失業を増大させ、富と分配の不平等、貧困化を推し進めてきたことは周知の事実である。

社会的セーフティネットを切り捨てる新自由主義の影響が社会保障分野に顕著に表れたことはいうまでもない⁵。かつて保育、家事、高齢者ケアは家族、地域の役割であった。だが家族と地域の解体、核家族化の進行、女性の社会進出などにより、こうした分野を公共が担うようになった。80年代以降、政府、自治体はこうした社会サービスの民間委託を進め、協同組合、NPOなど第3セクターと呼ばれる諸組織や宗教団体などがこの分野の社会サービスを提供するようになる。新しい協同組合の登場は、国家が広範な社会サービスを外部委託(アウトソーシング)するという状況と極めて密接に関わっている。こうしたアウトソーシングの進行はまた、協同組合、NPO/NGを含む労働のインフォーマル化(多様

な労働の形態)⁶を進めてきたといえる。

ところで、保育、家事、高齢者ケアは「もの」の供給でなく人的サービスを提供するものであり、採算が低く地域密着型で大量生産になじまない。イタリア、フランスの社会的経済(第3セクター)がよく知られているように、本来こうした社会サービスは労協、生協、NPO/NGOになじむものである⁷。この社会的経済分野は貧困を緩和し、若者、中高年、女性、ハンディキャップを持つ人々へ新しい雇用を提供しているものの相対的に低い賃金、雇用条件のもとにおかれ、厳しい市場競争下で苦しい経営を余儀なくされている。

ILOは50年代から中小企業問題に取り組んできたのだが⁸、グローバル経済のもと新たな見直しにせまれ、1998年中小企業振興勧告(第189号)を提言した。更に2001年から新しい協同組合の発展状況などに鑑み1966年に採用された勧告を見直し、協同組合促進に関する新勧告の討議を開始した、というのが今回のILCの背景である。さて、勧告文作成にあたり事務局、使用者と労働グループはどんな態度で臨んだのだろうか。これについてまず論じてみよう。

2. 三者の基本的な立場

2-1 協同組合の役割に関する議長団の見解

議長は協同組合が果たしてきた歴史的役割についてふれつつ、「雇用促進と貧困緩和」にはたす協同組合の今日的役割を次のように展開する。

8億人の組合員を有する協同組合は工業諸国と発展途上国において「雇用創出、経済成長、社会発展」を促す重要な役割をはたし、工業国と発展途上国で「社会と地域サービ

ス」の提供者として注目されてきた⁹。協同組合の優れた性格は、地域の広い関心と利益の必要性を統合したところにある。協同組合は、資源をプールすることにより、技能があるが資本が僅かかほとんどない人々への経済的機会づくり、相互援助を組織することにより彼らを援助するところにその特徴がある¹⁰。そのことにより、協同組合はインフォーマル経済における周縁におかれ保護されていない仕事の水準を引き上げ、農村地域を含む保障のない労働者を経済生活の本流へと統合することに有効であった。本勧告は協同組合に対し、農業における生産性のレベルを引き上げるといふ伝統的に協同組合が得意とする分野とともに、今日緊急に求められるの1億6千万人の失業者へのディーセントな仕事の保障と貧困な労働者の収入を引き上げるといふ雇用促進と貧困を緩和する試み¹¹であり、強力な仕事の創造がこの分野で期待されている。

2-2 使用者側の見解

使用者側副議長のタンは協同組合の役割が雇用創出と持続開発にあることを強調して、当委員会が5つのガイディング・ライト(誘導灯)をベースに議論するべきだとして下記のように論及する¹²。1)文書は、広く受け入れることを可能とするため普遍的であること。2)言葉はシンプルで、その意図は明確であること。3)文書は既存のILO条文と勧告がすでに協同組合における労働者に適用されているので、労働者の権利と国際的労働基準の憲章のようになるべきでない。4)協同組合にどんな特権も与えるべきでなく、むしろ他の形態のビジネスと同等の条件で競争できるlevel playing fieldを促進するべきだ。5)勧告は雇用創出と持続開発における協同

組合の役割を確立するべきである、と。

2 - 3 労働者グループの基本的立場から

今回の ILC で最も果敢な役割をはたし、政府や使用者側から一目も二目もおかれた労働者グループ副議長パテルは 8600 万人が多国籍企業で雇用されているが、8 億人の組合員中 1 億人の労働者が働いている事に注目し次のような見解を表明する。委員会の仕事は、「ディーセント・ワーク・アジェンダ、ディーセントな仕事の創出、貧困改善の可能性」¹³を議論するとともに、協同組合を構成する人々の「社会的正義」¹⁴を実現する一歩となるような場であること。

また、勧告案は協同組合企業、組合員、労働者という協同組合の 3 つの基本的構成要素について取り扱う必要があり、第 1 に企業的要素として、法制度や税制、会計や監査に関する問題の処理、第 2 の課題として、自治、独立、組合員による民主的コントロール、経営参加、自主的でオープンなメンバーシップへのガイダンスが含まれるべきである。第 3 については、ディーセント・ワーク、国際的労働基準、ILO の宣言、基本的原則、労働権への対処が必須である。この 3 つのどれ 1 つを欠いてもこの勧告案はバランスを欠き適切ではない¹⁵、と労働側の立場を強調した。



活躍した労働側の代表たち。(左: プール〔英労働組合〕、中: ロジャー〔ILO 事務局〕、右: パテル〔南ア副議長〕)



採択風景

3. 主な論点 Level Playing Field 論 (互角な土俵) をめぐって

3 - 1 新自由主義と Level Playing Field

今回の会議では、協同組合の特殊性を認めるのかどうか。それと関わって level playing field にどう対処するのかが主要な論点といえる。更にこの点と関連して special measures (特別措置) や今回は述べないが social audits (社会監査)¹⁶、social sector、social economy¹⁷ などについての議論が繰り広げられたとっていいだろう。

この level playing field 論をめぐって先にみたタン副議長の発言や、工業諸国とりわけアメリカ政府代表は新自由主義の立場から協同組合に対し level playing field を維持するための環境を創造するに留めるべきで、協同組合振興への special measures (特別措置) や favorable treatments (優遇措置) は今回の勧告に必要がない、と言うのが一貫した持論であった。これに対し、勧告の主要な趣旨が協同組合の特殊性に由来しており、グローバル経済のもと協同組合に対し特別措置を講じなければならない、というのが労働者グループ、ICA 傘下の政府代表の意見である。



ICAの政府代表と日本労協連菅野理事長

この点について使用者、労働者グループ、ICAの見解をみてみよう。

使用者側副議長はlevel playing field論の立場を一步も譲ることなく次のように明言する。協同組合にはどんな特別の恩恵も与えるべきではない。むしろ、他のビジネスと同様の条件で競争できるlevel playing fieldを促進するべきである¹⁸。アメリカ政府代表はこれに同調し、協同組合は成功も失敗も組合員の企業経営能力に依存する自治的ビジネスである。政府はlevel playing fieldを維持するため、丁度他の企業にしているように協同組合の発展を可能にする環境(enabling environment)を創造するべきである¹⁹。勧告文は協同組合の促進に焦点をあてるべきであり、これに関連する特別な規定のみ含むべきである、と言及する。このような、彼らの見解から新自由主義をつらぬくレッセフェール(laissez-faire、自由放任主義)の思想が顕著に伺える²⁰。

さて、労働者グループのパテルは彼らに対し次のように反論する。提案文書は、協同組合をサポートする方策(support measures)を含むべきである。支援的処遇は協同組合だけをもっぱら発展させるべきである、という

ことを意味していない。事実、政府はすでに社会で広範な団体に特別措置を提供しており、テキストはILOが過去特別な支援の方策とサービスを提供してきたその様式で十分に構成されている。そして彼は、中小企業振興策を例にとりつつ、政府が既に協同組合だけでなく過去のILO勧告で他の企業振興策を取ってきたことを明示する²¹。

また、アメリカ政府代表のlevel playing field論に対しパテルは、工業諸国における農業補助金へのインパクトが、事実上発展途上国の農業協同組合に敵対しlevel playing fieldを捻じ曲げている。明らかにequal treatment(同等の処遇)がいつも首尾一貫して適用されているわけではない²²。協同組合は民間企業の単なる別の形態というものではない。それはビジネスライクな(事務的)仕方で経営される必要があるが、その特別な性格は認められるべきである²³、と言及した。これに対しイスラエル政府代表も労働側に同調し、協同組合の自治の保障と同時にenabling environmentの促進が重要であると。そして、level playing field論は特別な事例において支援の方策と矛盾しない²⁴、と断言する。ICA会長のバルベリーニも、協同組合の独自の性格とジェンダー論を引き合いに出しlevel playing field論に反論する。



パレのICA代表者会議でスピーチするバルベリーニ会長

これは男女平等論を検討する上でも極めて参考となる問題視覚である。バルベリーニは人を最初におくのが協同組合だ、として利潤を目的とする他の企業と協同組合が異なることを明らかにする。引き続いて、自助と自己責任をベースに協同組合はメンバーが所有しコントロールしていること。だが同時に、この市場で他の企業と同様企業経営において競争的で効果的でなければならない。協同組合は公共政策の道具ではないが、今日政府は協同組合が発展し成長しそのことによりいたる所で人々の生活を改善するような支援的環境を確立する必要がある²⁵、とICAの立場から彼は協同組合促進論を提起する。最後に、協同組合はその形態というよりむしろ他の企業と同様の機能により特別な恩恵を受けるべきであること。この同等な取り扱い、ジェンダーの同等性と同一方法において理解されるべきである。特別な方策は実際の機会均等を提供する必要があるだろう²⁶、と彼は述べて男女平等政策のもとで女性への特別措置が平等を促進するものであることをimply(含蓄)するのである。



ICAの代表たち(左:ブルーノ〔CICOPA〕、中:マリア〔ICA本部〕、右:バズ〔イスラエル政府代表〕)

3-2 special measures no less favorable than (にまさるとも劣らず有利な)を equivalent to (同等な)にするべきであるという議論から一



ICA本部での参加者打ち合わせ会議

level playing field 論と関わって展開されるのが、協同組合に対し special measures をするべきかどうかという議論である。これは、続いて展開される no less favorable than という英語の表現と関わる極めてサトルな (subtle、微妙) 論点で、英語圏以外の人間にはほとんど問題がないのではないか、と思われてくる。現にICAの政府代表たちとの打ち合わせ会議でも(三者会議の前後ICA内部でよくこういう会議を開いたのだが)、スペイン語圏の代表たちは「スペイン語の訳語上両者は差異がないように見える」と言っていた。この論議についてみてみよう。例えば、次のような文脈である。

「協同組合は、他の形態の企業と社会組織に与えられる諸要件にまさるとも劣らない有利な条件 (no less favorable than) で処遇されなければならない」(パラグラフ7、(2))。IMEC (Industrial Major Economic Countries、先進主要産業国) の国々、アメリカ、カナダ、日本、英国、フランス、フィンランド、アイルランド、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、スウェーデン(使用者側もサポート)などは、この no less favorable than (にまさるとも劣らず有利な) を equivalent to (同等な) に変えるべきだという修正案を提出。単なる協同組合と



パレ・デ・ナシオンで三者会議の合間に度々開かれた ICA 代表の打ち合わせ会議

いう構造のために優遇措置をうけることができない。特別措置 (special measures) は、例えば農村地域における電気供給業協同組合のように特定の政策目的を支援する上で特定タイプの企業をベースにして与えられるべきであり、多くの政府は同等な (equivalent) 処遇を望んでいる²⁷、と IMEC の代表はその修正案を説明する。

これに対しパテルは、どんなタイプの処遇が協同組合に与えられるのが問題だということ。no less favorable than という用語はそもそも事務当局の提案であり、パラグラフ 5 (特別措置適用についての記述) において、special measures が奨励されるべきだ、ということで決められたものである。提案された勧告は協同組合だけを対象とし、他のどんなタイプの企業も含んでいない。パラグラフ 7 (3) (支援措置についての記述) で equivalent to を受け入れ、もし雇用への関心、不利な立場にあるグループや地域のニーズを扱うことにより、すべてのタイプの企業が special measures から利益を得るべきだとすれば²⁸、政府側にとってそれはジレンマとなるだろう。なぜなら、もし、ある企業活動が雇用を創出し、協同組合が仕事起こしをしたのと同様に「措置」を要求するなら、結

果として提案文書による特別措置が無意味となってしまう。また、この文書は他のタイプの企業に政府が特別措置を行う事を何ら妨げていない。従って、委員会が提案された用語 (equivalent to) に変更しないよう彼は要望した²⁹。この提案は、インフォーマルな三者の打ち合わせでパテルの意見が貫かれることになり、協同組合への special measures - 例えば税制への特別措置、ローン、補助金、公共政策へのアクセス、政府調達 -、また人的資源開発、マーケティング、法制・税制へのサービスなどの技術サポートが承認されたのである³⁰。



三者会議会場に掲げられた動く人々を描いた見事な壁画

4. 課題 公協民共同分担論にむけ

前述のように level playing field 論と special measures 論は、特別措置により中小企業の競争力の弱体化につながることへの懸念として政府側や使用者側から表明された。この点につき、昨年カナダ使用者側アドバイザーのアンドリューが、次のように述べていることが注目される³¹。彼女は協同組合促進に関する措置は 1998 年の中小企業の雇用創出勧告と併用していかねばならないこと。社会的動機で組織された多くの小さな協同組合



6月14日最後の三者会議で記念撮影

が努力をしているという不正確な仮定のもと作業を進めている。商業的に組織されている大きな協同組合に不相応な特別支援がなされるなら使用者側は反対であり、協同組合への支援は他企業と「同等または類似の条件」でなければならない。中小企業はほとんどの国で雇用創出の第一主体であり、従ってその経営に支障を与える勧告は問題だ、という趣旨の発言をしている。

今年のILCでもこうした意見がくりかえされた。例えば、タン副議長はこう述べる。協同組合だけがサポートされた場合その特別措置がアン・フェアな競争を喚起し、零細・中小企業経営が困難となるような影響を受ける。従って協同組合の発展だけを取り出して考えるべきではない。修正案は協同組合の特別措置を損なうことをねらいとするのではなく、むしろ、特別措置から他のタイプの企業も利益を得ることができるように保障すべきだ³²、と。

これに対し、パテルは1998年の中小企業への勧告が明白に特別措置を含んでいること。そして、小企業と自営業のための英国大蔵省特別予算措置を例にとり、またEU、アメリカ、日本は、とりわけ租税において協同組合に特別措置をとっている³³ことを指摘した。更に、どんなタイプの企業も特別措置により利益を得ることができるような修正案なら、その措置はもはや特別ではなくなるだろ

う³⁴、と労働側の立場を明確にしたのである。

今回のテーマは協同組合促進とその勧告であり、協同組合の特殊性に基づき特別処遇が認められるべきだ、というパテルの議論は確かに筋が通っている。しかし、協同組合間の利害調整、協力などの問題とともに、中小企業との共同への取り組みが必須であることはいうまでもない。そこで1998年の中小企業の雇用創出に関する勧告と比べ、どの点が協同組合への特別措置であり、どこが違うのかというきめ細かい比較検討が求められる³⁵。中小企業と協同組合は敵対するものではなく、ともにグローバル化のため厳しい市場競争下におかれている。自治体による協同組合への混合的資金調達など新しい公共論³⁶が提起されているが、多国籍企業に対抗し公共と共に、協同組合、NPO/NGOなどを含めた公協民共同分担論の試みが必要となることは明白である。

こうした幾つかの課題を含んではいるが、反対なしに採決された勧告の意義と今後果たすその役割が大きいことはむろんいうまでもない。



ICA本部

おわりに

あっという間の2週間だったが、協同組合(発展途上国)127号勧告(1966年)の35年ぶり見直し会議に協同組合に働くものの一員として参加できたことは光栄である。お世話になった連合の皆さん方に御礼を申しあげたい。

協同組合の歴史的評価と共に、グローバリゼーションのもと、社会的経済の分野として労働のインフォーマル化に対抗しディーセント・ワークを推し進めるその新しい役割の検討など、協同組合論の課題が突き付けられた会議であった。

また、ILCという国際会議にはじめて参加して、特にパテルからディーベートの実際の仕方を学んだように思う。彼は堂々と議論を交わしあうが、ディテールに入り相手を立たたほうがいいと思うと何の躊躇もなく妥協する。採決の度、労働側とICAの政府代表が組んでIMECや使用者側の修正案を阻んできた。そうしたロビー活動も参考になった。会議の始めと終わり、サッカーの試合展開などになぞらえ機智にとんだジョークを飛ばし皆のこころをなごませた議長にも脱帽する。彼はフェア精神でウィンウィンシチュエーション(誰もが勝者になること)で討議を進めよう、と言っていた。政府、使用者、労働者という異なる立場にたちながら相互が民主主義的のものごと

を進めるとはこういう方法をさすのだ、と改めて実感したしだいである。



お別れの時までジョークをとばす議長(右)

¹ ILO, *Provisional Record 23*, No. 6th, Ninetieth Session, Geneva, 2002.

² 岡安喜三郎訳、国際労働機構第89回総会2001レポートV(第2分冊)「協同組合の振興」(抄)、ベルギー政府回答参照(『協同の発見』2001.4 No.146, p.50)。

³ 「自由、平等、安全、人間的尊厳な状況」のもとにある仕事をディーセント・ワークといい、それは、雇用、権利、社会保障、社会対話という4つの戦略目標に収束される(ILO, 1. *The primary goal, Report of the Director-General: Decent Work*, 87th Session, Geneva, June 1999)。

⁴ 前掲書1)、No.7th.

⁵ 新自由主義の問題点については既に多くの識者が触れているが、ここでは次の文献を挙げておく。宮本憲一、「分権型協同福祉社会を目指して」(『協同の発見』第118号、2002.4)。神野直彦、「グローバリゼーションの光と影」、毎日新聞(夕刊)7月1日。

⁶ ILO 89th Session, *Report V (1)* の中、スウェーデンの事例でprivatization(民営化)は協同組合化(cooperatization)であったと述べられている(菅野正純訳、ILO(国際労働機構)第89回総会2001レポートV(第1分冊)「協同組合の促進」(要約と抜粋)『協同の発見』第108号、2001.6)。一般的にそれは労働のインフォーマル化と言ってもよいだろう。インフォーマル化については、拙稿「インフォーマル・セクター」参照(『協同の発見』第115号、2002.1)。

⁷ パテルは民間企業と社会経済の違いを次のように説明する。「民間企業の第1の目的は社会サービスを提供する場合さえ、利益を最大化することにある。一方、社会経済は社会的成果をもつことを明白な目的とする」(*Ibid*, No.128th)。また、社会経済に関する欧州会議ではこのように定義づける。「社会的経済は人を中心とする組織と企業であり、コミュニティにリンクし、その目的は組合員とユーザーに便宜を与え公共の利益に基づいて行動し、市民の権利を促進することを助長することにある」(*Resolution Adopted by the Social Economy Organizations at the 7th European Conference*

at Gavlc 7-9 June 2001、電子データ)。以上の内容を見れば社会保障分野が社会経済に適合することは明白である。

⁸ A. Tolentino, *Guidelines for the analysis of policies and programmes for small and medium enterprise development*, 2000、電子データ。

⁹ 前掲書1) No. 7th.

¹⁰ *Ibid.*, No. 9th.

¹¹ *Ibid.*, No. 10th.

¹² *Ibid.*, No. 14th.

¹³ *Ibid.*, No. 19th.

¹⁴ *Ibid.*, No. 20th.

¹⁵ *Ibid.*, No. 21st.

¹⁶ *Ibid.*, No. 220-224th.

¹⁷ social sector と関連して以下の箇所で引用。
Ibid., No. 125th-129th.

¹⁸ *Ibid.*, No. 14th, 17th, & 173rd.

¹⁹ *Ibid.*, No. 40th, このenabling environment という言葉は三者会議でよく使われている。また、2001年国連第56回総会、経済社会委員会「社会発展における協同組合」の事務局のサマリーの中で使われている「協同組合の発展のためにそれを支援し可能にする環境の創造(enabling environment)」という表現がわかりやすい(UN, General Assembly Economic and Social Council, *Cooperative in Social sevelopment, Report of the Secretary-General*, Geneva, 2-27 July 2001)。

²⁰ アメリカでのワールド・コム巨額粉飾事件は「会計制度も含めて米資本主義そのものの信頼性を揺るがし、市場に大きな動揺を与えている」(毎日新聞、7月3日)。興味深いのはエンロン、ワールド・コムの不正事件に関連したEUのラミー欧州委員(通商担当)の次のような発言である。「資本主義のシステムは、ぜい弱さを含んでいる。相次ぐスキャンダルは市場に規律、監督が必要ということを改めて示した。経済がグローバル化しているわけだから一層共通のルールが必要なのだが そうなっていない」(毎日新聞、7月5日)。

²¹ 前掲書1) 23 rd.

²² 前掲の国連56回総会、経済社会委員会の事務局レポート中、アメリカ政府のドラフトへの見解によれば「事実上、連邦、州政府は、協同組合を成功させることに貢献する財政的サポート、拡張的サービ

スや有利な法制を行っている」と述べている(前掲書19)。

²³ *Ibid.*, No. 61st.

²⁴ *Ibid.*, No.42nd.

²⁵ *Ibid.*, No. 54th.

²⁶ *Ibid.*, No. 58th.

²⁷ *Ibid.*, No. 155th.

²⁸ この点で協同組合の役割を就労創出と不利な立場にあるグループへの支援を強調するだけに限定するならば、協同組合のイメージを矮小化させる、というブルーノ・ローランの指摘は示唆に富む。むしろその特徴を「協同組合のシステムが人間的コミュニティの最も基本的な社会経済的ニーズを扱う」ことにある、と彼は強調する(菅野正純訳、ブルーノ・ローラン「ILOの協同組合に関する世界的勧告に対する総括と提案」参照、『協同の発見』2001.4 No.106)。

²⁹ *Ibid.*, No. 156th.

³⁰ 勧告の全文については、菅野正純訳、『ILO(国際労働機関)「協同組合の促進に関する勧告」』(『協同の発見』2002.7 No.121) 参照。

³¹ 菊地謙訳、「協同組合の促進に関する委員会報告、提案、討議および採択」(『協同の発見』2002.1 No.115)

³² 前掲書1) No. 174th.

³³ *Ibid.*, No. 175th.

³⁴ *Ibid.*, No. 177th.

³⁵ 参照、島村博訳、「ILO勧告189号 中小企業における働く場の創出1998」(『協同の発見』第116号、2002.2)。

³⁶ 島村博、「雇用問題の深刻化と協同組合の課題 欧州の経験が示唆するもの」(2002年度協同組合学会春季研究大会報告)。